

## 令和4年度第1回千葉市大規模小売店舗立地審議会

日 時 令和4年6月27日(月)  
午後2時00分 開始  
会 場 千葉市消費生活センター  
3階 研修講義室

### 次 第

議題1 会長、副会長の選出について

議題2 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市の意見の策定について  
(仮称)クリエイトS・D千葉小倉台店(新設R3-4)

- ・・・資料1 計画概要
- 資料2 図面集
- 資料3 店舗近景
- 資料4 その他資料

【事務局(森本)】 定刻となりましたので、ただいまから令和4年度第1回千葉市大規模小売店舗立地審議会を開催いたします。

本日は、大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

私は、司会を担当いたします産業支援課主査の森本と申します。どうぞよろしくお願いたします。着座して進めさせていただきます。

本日は、新型コロナウイルス感染予防の観点から、皆様には会場でのマスク着用をお願いしております。また、密接を避けるため座席の間隔を空けるとともに、密閉を避けるため窓を開けて空気を循環させております。ご不便をおかけいたしますが、ご理解のほどお願いたします。

また、本日の審議会は、千葉市情報公開条例第25条の規定により、公開となります。

続きまして、皆様のお手元にご用意いたしました資料の確認をさせていただきます。

まず、A4サイズでクリップ留めしている次第、出席者名簿、席次表。このほかに、「(仮称)クリエイトS・D千葉小倉台店」の資料が、右上に「資料1 計画概要」と記載されたA4が2枚、右上に「資料2 図面集」と記載されたA3が5枚、右上に「資料3 店舗近景」と記載されたA3が2枚、右上に「資料4 その他資料」と記載されたA4が3枚となります。不足等はありませんでしょうか。

本日まで出席されている委員、ご欠席となった委員は、お手元の資料、「令和4年度第1回千葉市大規模小売店舗立地審議会 出席者」のとおりです。

それでは、ここで、今回初参加となります大橋委員と酒井委員より一言ご挨拶をいただきたいと思います。

まず、大橋委員からご挨拶をいただきたいと思います。

【大橋委員】 大橋です。まちづくり工房の仕事をしております。専門は都市計画ですが、けれども、コンサルタントとして、再開発や区画整理、千葉ではおゆみ野や千葉中央港、

今は検見川と稲毛の区画整理のお手伝いをしています。よろしくお願いたします。

【事務局（森本）】 ありがとうございます。

続きまして、酒井委員からご挨拶をいただきたいと思ひます。お願いたします。

【酒井委員】 千葉市警察部長をしております酒井と申します。どうぞよろしくお願いたします。

【事務局（森本）】 ありがとうございます。

続きまして、会議の成立について報告させていただきます。本審議会につきましては、千葉市大規模小売店舗立地審議会設置条例第5条第2項の規定により、委員半数以上の出席により開催させていただくこととなっております。

本日は、委員総数8名のうち6名の委員にご出席いただいておりますので、会議として成立しております。

最後に、議事録につきましては、千葉市附属機関の会議の公開に関する要綱に基づき、委員全員による個別の承認により確定することとなっておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、これより議題に入らせていただきます。

議題1「会長、副会長の選出について」です。ここからは、会長、副会長が決まるまでの間、産業支援課長の小花が仮議長を務めさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【小花産業支援課長】 産業支援課長の小花でございます。着座にて失礼いたします。これからしばらくの間、会議の進行を務めさせていただきます。

今回は新しい任期を迎えて初めての審議会でございますので、会長、副会長の選任をまず行いたいと思ひます。

千葉市大規模小売店舗立地審議会設置条例第4条第2項に、「会長及び副会長は、委員の互選により定める」とされております。

まずは会長の選任でございますが、立候補または推薦がございましたらお願したいのですが、いかがでしょうか。

【大塚委員】 はい。

【小花産業支援課長】 大塚委員、お願いたします。

【大塚委員】 会長の選任に当たりまして、私は家永委員を会長にご推薦したいと思ひます。家永委員は、ご承知のとおり、この委員の経歴を見ましても、もう10年以上にわたりましてこの審議会に非常に真摯に一生懸命取り組んでいただいで、本当に私ども感心するぐらいでございます。また、家永委員は、既に副会長として前榛澤会長さんを支えて長年やっております、今回の新しい会長さんとしては家永委員をおいてほかにないと私は考えております。どうぞよろしくお願いたします。

【小花産業支援課長】 ありがとうございます。ただいま大塚委員から、会長に家永委員をご推薦いただきましたが、ご意見ございましたらお願いたします。よろしいでしょうか。

ご意見がないようですので、会長を家永委員と決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【小花産業支援課長】 ありがとうございます。それでは、会長は家永委員と決定させていただきます。

続きまして、副会長の選任ですが、同様に立候補またはご推薦ございましたらお

願いいたします。

【大塚委員】 従来ですと、会長さんが選ぶというケースが多いようでございますが。

【小花産業支援課長】 では、家永委員、ご発言いただければと思います。

【家永委員】 矢野先生にお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

【小花産業支援課長】 ありがとうございます。ただいま家永会長より、副会長に矢野委員をご推薦いただきましたが、ご意見ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

ご意見がないようですので、副会長は矢野委員に決定したいと思います。

それでは、家永会長、席のご移動をお願いいたします。

(家永委員、会長席に移動)

【小花産業支援課長】 ただいま決定いたしました家永会長、矢野副会長より、一言ずつご挨拶をいただければと存じます。よろしくお願いいたします。

【家永会長】 本日は、外が大変お暑い中、皆さんお集まりいただきましてどうもご苦労さまでございます。

榛澤名会長が引退なさいまして、若輩者でございますけれども、力不足かとは思いますが、皆様のご協力をいただきながら、東京隣接の非常に大きな県庁所在地の千葉で、大きな商業圏を持っている千葉市で、大型店舗の出店に関して、企業様も、それから市民もよい形で発展していけるように、みんなで力を尽くしていきたいと思っております。どうぞご協力よろしくお願いいたします。

【小花産業支援課長】 ありがとうございます。

続きまして、矢野副会長からも一言お願いできますでしょうか。

【矢野委員】 元千葉工業大学の矢野でございます。私は、大学におりましたときには騒音・振動の研究をしております、その関係からこちらの大店法の審議会に引き入れられたという経緯でございます。まだこの委員会では若輩者ですので、家永会長の助けになるかどうかちょっと心もとないのですが、務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【小花産業支援課長】 ありがとうございます。

それでは、この後の進行につきましては、家永会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

【家永会長】 本日の議題は、「(仮称) クリエイトS・D千葉小倉台店」、この新設に関しての審議でございます。この件についての説明をお願いいたします。

【事務局(森本)】 産業支援課の森本です。引き続きよろしくお願い申し上げます。

それでは、議題「(仮称) クリエイトS・D千葉小倉台店」の新設についてご説明します。

初めに、店舗の周辺環境についてご説明いたします。「資料2 図面集」の1ページ、広域見取り図をご覧ください。

まず、店舗の所在地ですが、図面の真ん中に記載された黒く塗られた箇所が計画地となっており、千葉都市モノレール小倉台駅から北西方面に約250メートルの場所に位置しております。

続いて、店舗の立地環境・現場の状況について、写真を用いてご説明します。お手元の「資料2 図面集」4ページの建物配置図と、「資料3 店舗近景」を併せてご覧ください。なお、資料2と資料3の番号はそれぞれ対応しており、現況を撮影したものとなっております。

資料3を順にご説明いたしますと、①番は、北西側から計画地を撮影したものです。②番は、荷さばき車両が出入りする道路であります小倉台160号線を西から東に向け撮影したものです。③番は、荷さばき車両専用出入口を撮影したものです。④番は、小倉台160号線に設置する車両出入口を撮影したものです。⑤番は、共同住宅の敷地内車路を撮影したものです。⑥番は、小倉台161号線を撮影したものです。⑦番は、小倉台63号線を東に向け撮影したものです。⑧番は、小倉台63号線に設置する車両出入口を撮影したものです。⑨番は、小倉台63号線を西から東に向け撮影したものです。最後に、⑩番は、磯辺茂呂町線を撮影したものです。

なお、いずれも撮影日は本年6月13日です。

周辺環境の説明は以上でございます。

次に、店舗の概要につきましてご説明します。

「資料1 計画概要」の1ページ目と「資料2 図面集」4ページの建物配置図をお開きいただきご覧ください。

まず、ローマ数字でIと記載されている届出概要についてご説明します。

1の大規模小売店舗の名称は「(仮称) クリエイトS・D千葉小倉台店」で、所在地は千葉市若葉区小倉台四丁目1018番5です。

2の設置者及び3の小売業者は、ともに株式会社クリエイトエス・ディーとなっております。

4の新設する年月日は、令和4年8月10日です。

5の店舗面積は、1,592平方メートルとなります。

続いて、6の大規模小売店舗の施設の配置に関する事項についてです。

まず、(1)駐車場の位置及び収容台数ですが、図面集4ページのオレンジ色で枠取りした箇所で、計66台を設置します。

次に、(2)駐輪場の位置及び収容台数ですが、駐輪場の位置は青色で枠取りした箇所で、計46台を設置します。

(3)荷さばき施設の位置及び面積について、荷さばき施設の位置は黄色で枠取りした箇所で、荷さばき施設の面積は29.75平方メートルになります。

「資料1 計画概要」の2ページ目をご覧ください。

(4)廃棄物等の保管施設の位置及び容量につきましては、廃棄物等の保管施設の位置は緑色で枠取りした箇所で、保管施設の容量は9.6立方メートルになります。

続いて、7の大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項についてです。

まず、(1)開店時刻及び閉店時刻については、9時から21時45分です。

(2)来客が駐車場を利用できる時間帯については、8時30分から22時となる計画です。

(3)駐車場の自動車の出入口の数及び位置ですが、北側の小倉台160号線沿いと南側の小倉台63号線沿いに、それぞれ1か所ずつ出入口を設置する計画です。

(4)荷さばきを行うことができる時間帯は、6時から22時となっております。

続いて、手続き経過でございます。

(1)届出日は、令和3年12月9日、(2)公告縦覧と(3)設置者による説明会は記載のとおりでございます。

続いて、9の住民等の意見についてですが、今回住民意見の提出はございませんでした。

「資料1 計画概要」の3ページ目をご覧ください。

ローマ数字Ⅱの総合判断について説明いたします。

まず、1の駐車需要の充足等交通に係る事項についてですが、指針に基づく必要駐車台数65台に対し66台が確保されており、2の駐輪場についても、必要駐輪台数46台が確保されています。

次に、3の経路設定及び案内でございます。経路設定及び案内については、駐車場内各所に路面標示等を行い、来客者に退場経路を周知することで、駐車場内の誘導を適切に行う検討をしていることや、折込チラシにて来店経路の案内、駐車場の出入口等の周知に努める計画としております。加えて、オープン時及び繁忙時は、駐車場出入口付近に交通整理員を配置し、円滑な車両の入出庫、歩行者の安全確保に努めることから、適切な配慮がなされているものと認められます。

さらに、交通処理計画については、信号のあるNo.1交差点において、交差点需要率の基準値0.9及び混雑度の基準値1.0を下回っております。また、信号のないNo.2交差点及びNo.3交差点においても、処理可能な交通容量の評価となっていることから、適切な配慮がなされているものと認められます。

次に、4の荷さばき施設については、搬出入計画に基づき必要な施設が確保されており、適切な配慮がなされているものと認められます。

次に、5の騒音については、昼間・夜間の等価騒音レベルは、全ての予測地点において環境基準値を下回る結果となっており、夜間騒音レベルの最大値についても、全ての予測地点で規制基準を下回る結果となっております。

以上から、店舗新設に伴い発生する騒音は周辺の環境に著しい影響を与えるものではないと考えられることに加えて、荷さばき作業時に作業員の騒音防止意識の徹底や、掲示によるアイドリング禁止・クラクション抑制の周知を行う等、各種対策に取り組む計画としており、万が一周辺から苦情があった場合には誠意をもって対応することとしております。したがって、適切な配慮がなされているものと認められます。

「資料1 計画概要」の4ページ目をご覧ください。

6の廃棄物に係る事項等については、指針に基づく排出予測量7.4立方メートルに対して、9.6立方メートルの保管容量が確保されており、適切な配慮がなされているものと認められます。

なお、7の街並みづくり等への配慮、8のその他については、記載のとおりでございます。

以上のことから、当該店舗の新設に関して、適切に配慮されているものと判断しました。

最後に、Ⅲの市の意見案についてご説明します。

1の法第8条第4項に基づく市の意見に関する通知の案については、本件は「意見なし」としたいと存じます。

なお、2の法第8条第4項に基づく意見以外の付帯意見として、次の3点について対応を求めたいと考えております。

まず(1)ですが、出入口における来客車両の入出庫及び荷さばき車両等の入出庫時における安全確保等については、届出書に記載したとおり、交通整理員等による迅速かつ適切な誘導を行い、駐車場構内及び駐車場出入口における車両・自転車及び歩行者の安全確保に努めてください。

また、開店後、周辺交通に支障が生じた場合は、関係機関と協議の上、必要となる追加的な対応策を講じてください。

次に、(2) オープン後も店舗とその周辺の状況把握に努め、周辺地域の生活環境に与える影響について、届出時の調査・予測結果と相当程度の違いが生じた際には、「大規模小売店舗立地法」及び「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」の趣旨を踏まえ、改めて調査・予測を実施し、関係機関と協議の上、必要となる追加的な対応策を講じてください。

なお、今日の社会経済情勢を踏まえ、廃棄物の再資源化など、環境に配慮し、衛生管理、車両のアイドリングストップ等に努めてください。

また、廃棄物の管理及び排出について、食品リサイクル法はもとより、調剤薬局を開設する場合、特別管理廃棄物(医療器具等)も考慮し、関係法令を順守するとともに、必要に応じて関係機関と協議の上、適正な処理をしてください。

(3) 周辺住民等とのコミュニケーションの形成に十分配慮するとともに、周辺地域の生活環境の保持に関する意見、要望等が出された場合には、速やかに誠意をもって対応してください。

また、地元警察署等関係機関との連絡を密にし、事件・事故の未然防止に努めてください。

付帯意見については以上でございます。

以上で本件の説明とさせていただきます。

【家永会長】 ありがとうございます。

この件、昔の県営住宅の跡地ですよ。そこが売却されて、このような形で、ドラッグストアになるんですかね。クリエイトということで、首都圏に100店舗以上持っていっちゃる会社が出店するという事です。

この件について、市原委員、何かご意見ありますでしょうか。

【市原委員】 「資料1 計画概要」ですけれども、6の廃棄物に係る事項等の欄で、指針に基づく排出予測量7.4立方メートルに対して9.6立方メートルの保管容量が確保されているということで、指針については適切ですけれども、これはアドバイスの的になっているのですが、廃棄物とリサイクル品の保管が明確になされるように、間仕切り等がもしなければ、間仕切り等をちゃんとつくっていただく。そうすれば、廃棄物とリサイクル品が混在することがないので、そうなることが望ましいと思います。もし先方が対応するという事にしていただければ、こちらのほうが衛生的にも望ましいことだと思いますので、私としては、そういうことを考えていただければ、なお適切な廃棄物の保管、リサイクル品の保管ができると思います。アドバイスのすけれども、一応ご指摘いたします。そういうことよろしいでしょうか。

【事務局(石川)】 ありがとうございます。事業者のほうには、意見いただきましたお話、間仕切り等で仕切る事によってほかのごみと混同しないようにという形でご説明させていただきます。

【市原委員】 どうしても廃棄物とリサイクル品というのは別物なので、リサイクル品が不衛生になると今後の対応のほうが不衛生になる可能性があるのも、もし協力してもらえれば、環境上も適切になると思います。そうやっているところが多いです。協力していただけたら、環境上もいいと思います。ちょっと感じましたので、よろしくをお願いします。

【事務局(石川)】 分かりました。お伝えしたいと思います。

【家永会長】 その点は、実は私も気になっていました。この広いバックヤードの中で、真ん中に廃棄物の保管庫がありますけれども、この位置をどうやって特定

するのだろうか。結局、在庫品と廃棄物とが混在するようなことになりはしないかという、その不安は大変ありましたので、その点、店舗のほうで注意していただきたいと思います。

次に、大塚委員さん、何かありますでしょうか。

【大塚委員】 まず初めに質問ですけれども、この業態的には、主として販売する物品ということで、衣料品、生活用品等とこの資料の5ページにあるのですが、ここの店舗の中で2階部分はどういう形で使うのか教えていただきたいと思いません。

【事務局（石川）】 2階部分に関しましては、物販は行わない、事務所になっていると思います。

【大塚委員】 そうですか。これは店舗ではなくて事務所ですか。店舗と書いてありますよね。

【事務局（森本）】 届出書をお持ちの方は、27ページをお開きください。私どもは、2階について、直接どういった用途で使うかというところは確認できていないのですが、計画を見る限りですと、2階部分については店舗ではなくてその他の施設となっておりますので、小売店舗以外の用途で使用される計画になっております。

【大塚委員】 飲食はどうなりますか。これは小売店になりますよね。

【事務局（森本）】 飲食店につきましては小売店舗とは別になりますので、もしかすると飲食が入る可能性もあるかと思っています。

【大塚委員】 飲食が入りますと、多少周辺環境とかそういう意味で、10時までやるということですから、その辺がちよっと気になったものですから、これはお聞きしたまでです。

それでは、「資料2 図面集」の来退店経路図というところがございます。この3ページを見ていただきますと、小倉小からこの店舗に入ってくる経路の中で、どうしても出入口①を使いたくなる。要するに、右折をしてしまっただけで使いたくなるというのが人情ではないのかなということで、これはしっかりと事前のチラシとかそういう面で周知徹底しておきませんか、ここの手前の交差点で狭い道を右折して左に入ってくる、そういう裏から入ってくる経路は、私は誘導しにくいと思うんですよ。ですから、この辺をしっかりとやっていただく。できれば、ここの3の小倉小から来て、この手前の161号線で曲がる場所に何か表示ができればと思いますけれども、これは人の土地なのでどういうふうになるか分かりません。いずれにしても、右折を禁止していただくような周知徹底を行う、それを徹底していただきたいと思います。

【事務局（石川）】 今いただきました意見につきまして、届出の中では敷地外の場所に案内というのは出ていませんけれども、敷地の中におきましては、まず交通整理員をオープン時や繁忙時期に各出入口に配置して、その後状況を見て配置をしていく形の計画になっております。

また、オープン時にチラシを配布して、進入経路の周知をしてまいります。内容につきましては、入退場の経路を記載して周知を図る形になっております。

そのほか、場内に経路案内看板を設置する予定になっております。

そういうことで、よろしくお願ひします。

【家永会長】 いかがでしょうか。

【大塚委員】 徹底していただきたいということですね。

【家永会長】 では、大橋委員さん、ご意見をお願いいたします。

【大橋委員】 資料を見させていただいた段階では、改良点を見出せませんでした。すみません。

【家永会長】 では、一応問題はないのではないかとということですね。

【大橋委員】 はい。そう思います。

【家永会長】 では、酒井委員さん、お願いいたします。

【酒井委員】 私のほうからは、やはりオープン時、繁忙期における安全対策の徹底が一番だと思います。駐車場への誘導や、当然駐車場のキャパも決まっていると思いますし、オープン時は多数の来客があると思いますので、路上駐車対策が見込まれます。ですので、先ほど産業支援課の担当の方からご説明がありましたけれども、やはり交通誘導員だとか、時期時期における増強など、タイミングを間違ってしまうと、誘導員が足りなくて周辺の住民の方に多大な影響が出てしまうということも考えられますので、その辺の配慮をしていただければと思います。

【家永会長】 今の件を店舗のほうによろしくお伝えください。

では、矢野委員さん、よろしくお願いいたします。

【矢野委員】 私のほうでちょっと気になるのは、住民の意見にも出ていましたけれども、バイクの駐輪場というのですか、駐車場というのですか、バイク用5台と書いてあるのですが、このバイクはどこを通ってくるのかなというところです。恐らくバイクは車と同じ意識で乗っているはずですから、駐車場への入り口①、あるいは②から入ってくるのだろうと考えていますが、バイク用の5台というのが駐輪場とくっついていまして、恐らく店舗の入り口を横切ってバイク用のところへ行く。ちょっと危ないのではないかと。経路的に、人が歩いているエントランスの非常に混み合っているところを横切るというのがちょっと気にはなります。これは音の話ではありません。

それから、駐輪場②の8台というのが、これは恐らくエントランスに一番近いので、ここにみんな止めたがるんですよ。そうすると、8台で済むのかなと。わざわざこんな奥のほうに止めに行く人がいるのだろうか、この8台はあふれてしまうのではないかとというのが2番目の懸念でございます。むしろバイク用を入り口①のすぐ左に置いたほうが危なくはないのではないかと気がします。

それから、騒音のほうは、バイク用の走行が入っていません。小さなバイクであればというような回答がなされているようですが、騒音的にはそんなに大きなパワーではないとは思いますが、ちょっと気になるころではあります。計算上考慮されていないところが気にはなります。お願いします。

【家永会長】 ありがとうございます。

バイクが奥のほうに行くのに、確かに店舗の前の階段を通らなければならないような表記になっているのでしょうか。具体的にここが本当に通れるのかという不安がありますけれども、その点については大丈夫でしょうか。

【事務局(石川)】 バイク5台の入店の経路につきましては、「資料2 図面集」の建物配置図の中に記載がございます。色づけしていなくて見にくくなっているのですが、凡例のところに「バイク動線」という薄めの点線、太いほうの点線は歩行者・自転車の動線ですけれども、薄いほうの点線がバイク動線となっております。そして、図面の中にバイク用5台と記載がありますが、その右側にバイクの動線の矢印が記載されております。こちらからバイクが入っていく形となっております。

【家永会長】 そうしますと、この部分の小倉台63号線の前は、特にフェンス



や段差はなく入れるということですね。

【事務局（石川）】 フェンス、段差等はございません。入ることができます。

【家永会長】 逆にどこからでも入れるというのもまた怖い気もするのですけれども、その辺について、誘導員の配置などというのは考えておられたのでしょうか。特に何も記載がなかったように思います。

【事務局（森本）】 バイク用の出入口について交通整理員を配置するというところは、設置者及び我々のほうも考えていなかったところでございます。ですので、店舗のほうが実際に開店してみて、どれだけそういった出入りをする車両が現れるかというところで、再度検討させていただきたいと考えております。

【家永会長】 では、運用をしながら、様子を見ながら安全を考えていくということでもよろしいでしょうか。

【事務局（森本）】 そうですね。付帯意見のほうにも、想定時と実際の稼働状態に乖離がある場合には、再度新たな対策を検討してくれといった文言を入れさせていただいておりますので、そういった場合には、私どもを通じて設置者のほうに働きかけを行っていきたいと考えております。

【家永会長】 ということですけれども、矢野委員さん。

【矢野委員】 分かりました。バイクの件については、フェンスがあるのかと思っていたのですが、薄い点線で入ることなんですね。何か掲示とか看板とか、そういうバイクの駐輪場というのですか、駐車場というのですか、はっきり来店者に見えるように指示すればよろしいかと思います。

場内をバイクが走行しないということであれば、騒音の問題もありませんので、そのようにしていただければと思います。

【事務局（森本）】 分かりました。

【家永会長】 では、そういうことでよろしいでしょうか。

ほかには何かご意見のある方いらっしゃいますか。

【事務局（石川）】 本日欠席されている委員さんから意見をいただいているのですが、それを発表させていただいてよろしいでしょうか。

【家永会長】 はい。

【事務局（石川）】 それでは、本日欠席の委員からのご意見に対して、事業者から提出されました回答をこの場で読ませていただきます。小島委員からの意見です。

「資料2 図面集」3ページ、来退店経路図をご覧ください。

「出入口①に右折来店する車両と、No. 3交差点を右折し出入口②に右折来店する車両に対する安全対策を検討してほしい」という意見と、「通学路なので、学童等の通学時の安全対策を確保してほしい」という意見がございました。なお、計画地の北東には小倉小学校があり、出入口①が面する道路が通学路であることを確認しております。

事業者からは、「来店する車両に対する安全対策につきましては、オープン時及び繁忙時には各出入口に交通整理員を配置し、来退店経路を周知します」という回答がございました。

本市といたしましては、現状の来退店経路を利用者に対してしっかりと周知することと、交通整理員による右折入庫者への指導を通じ、計画どおりに来退店経路が運用されるよう設置者に求めてまいります。また、その上で、現状の来退店経路が守られない事実が散見される場合には、立地法の関係課であります道路管理者や千

千葉県警に相談し、適切な方法で事業者を指導していきたいと考えております。

次に、通学路の安全対策につきましては、「ホームページ・チラシ等に経路及び計画地周辺は通学路である旨を記載し、周知、安全対策を行います」という回答がございました。

本市といたしましては、こちらにつきましても、現状の来退店経路を利用者に対してしっかりと周知することと、交通整理員を適切に配置するよう求め、建物設置者及び店舗利用者の双方が通学児童に配慮した車両通行が実現できるよう、設置者に求めてまいります。

ご欠席された委員からのご意見は以上となります。

【家永会長】 ありがとうございます。

そのほか、皆さん何かご意見ございましたらお願いいたします。ほかにご意見はございませんか。

この件は、今皆さんで検討したように、店舗のほうも気をつけていただきたいということで、「意見なし」ということで通させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【家永会長】 ありがとうございます。

では、この件は「意見なし」ということで、進行を市のほうにお返しさせていただきます。

【事務局(森本)】 ありがとうございます。

今後、「意見なし」の内容につきましては、家永新会長とご相談をして、案の作成が終わりましたら、また皆様にご確認いただきたいと思いますので、その際はよろしくお願いいたします。

では、以上をもちまして、令和4年度第1回千葉県大規模小売店舗立地審議会を終了させていただきます。委員の皆様、慎重審議ありがとうございました。

終了 午後2時45分